

# 狹山市店舗・住宅改修工事費補助金要領

## 1. 補助対象要件（以下の全てを満たすこと）

- 「市税」を滞納していないもの（固定資産税・都市計画税、市県民税、法人市民税、国民健康保険税、軽自動車税）
- 申請対象となる店舗、空き店舗又は住宅は、市内に在するもので、以下の要件のいずれかに該当すること。
  - （1）申請者が所有し、又は賃借する自らが営業している店舗
  - （2）申請者が所有し、又は賃借する自ら営業するための空き店舗
  - （3）申請者が所有し、貸し出している店舗又は空き店舗
  - （4）申請者が所有し、又は賃借する自ら居住するための住宅
- 対象となる改修工事について、2026年6月1日（月）以降に工事を着工し、2027年2月28日（日）までに完了する工事であること。また、市で実施している他の補助制度（同じ工事を対象としたもの）を活用しない工事であること。

## 2. 補助対象となる店舗

市内で事業を営む店舗（事業所）。申請者は、事業を営む人（法人）で、賃貸店舗の場合は所有者の承諾書及び事業用賃貸借契約書の提出が必要となります。なお、賃貸店舗の場合、賃借者（事業を営んでいる人）の承諾の上で所有者が申請者となることもできます。

## 3. 補助対象となる空き店舗

市内で事業（※）を始めるための空き店舗。申請者は、当該空き店舗の所有者又は、空き店舗を賃借し事業を始める方（法人）で、賃借者が申請する場合は、所有者の承諾書及び事業用賃貸借契約書の提出が必要となります。

※小売業、飲食業その他商店街の活性化に寄与すると市長が認める業種を営業する方が補助対象となります。

## 4. 補助対象となる住宅

狹山市に居住する方の住宅。集合住宅の場合は個人の専用部分のみを対象とし、賃貸住宅については所有者の承諾書が必要となります。

## 5. 補助対象となるリフォーム工事

市内の施工業者（※市内に事業所を有し店舗・住宅の改修を行っている事業者）が行なう20万円（税抜き）以上の改修工事であること。2026年6月1日（月）以降に工事を着工し、2027年2月28日（日）までに工事が完了、実績報告書類の提出及び工事費用の全額を支払うこと。ただし、抽選により交付待機者（落選者）となった方が、繰り上がって交付対象者（当選者）となった場合は、交付決定前の着工も補助対象となります。

※施工業者が市内事業者であることの確認は、提出いただく「見積書」・「契約書」・「領収書」の全てに「施工業者の市内の住所が記載されていること」をもって判断いたします。

## 6. 補助金額（補助区分）（店舗・空き店舗及び住宅あわせて予算額700万円）

- ①店舗の場合、改修工事に要した税抜き費用（当初見積額の範囲内）のうち、10%に相当する額、又は予算残額のどちらか少ない額で30万円を限度とします。
- ②空き店舗の場合、改修工事に要した税抜き費用（当初見積額の範囲内）のうち、10%に相当する額、又は予算残額のどちらか少ない額で30万円を限度とします。
- ③住宅の場合、改修工事に要した税抜き費用（当初見積額の範囲内）のうち、5%に相当する額、又は算残額のどちらか少ない額で10万円を限度とします。

※補助額は千円未満を切り捨てたものとし、交付決定後に工事金額が減額となった場合は補助金額も減額となりますが、工事金額が増額となった場合は、いかなる事由であっても補助金額は増額いたしません。

※市外在住の方が店舗兼住宅の改修を行う場合、住宅の改修に係る費用は補助対象となりません。

※店舗兼住宅の場合、原則として改修工事を行う総面積の割合が大きい補助区分とします。ただし、共用部分を含む工事で、店舗、住宅の明確な区分が判断できない場合は、「住宅」として取り扱うものとしますが、申請時の現地確認を踏まえ、区分を決定いたします。

## 7. 募集期間 2026年4月13日(月)から2026年5月8日(金)まで

●申請が予算額を超えた場合は、店舗・空き店舗に係る申請を優先的に交付対象者(当選者)とし、予算残額の範囲内において、住宅に係る申請の抽選を行い、交付対象者(当選者)を決定いたします。住宅については、令和7年度に交付決定となった方(交付決定後に申請取り下げをした方も含む)は、交付対象順位の下位(交付待機者(落選者))とさせていただきます。

※申請が予算枠内の場合は、抽選を行わず、申請された方全員が交付対象者(当選者)となります。

※抽選方法(Excelのランダム関数)は別紙のとおりです。

●申請が予算額に達しない場合は、5月12日(火)以降から2027年1月29日(金)まで随時受付(先着順かつ予算額に達した時点で終了。また、交付対象者(当選者)の申請取り下げや補助金の減額によって、予算残額が発生した場合は、随時追加募集を行い、詳細は狭山市公式ホームページにてご案内いたします。(先着順かつ予算額に達した時点で終了))

※追加募集を行う場合は、6月1日(月)以降の工事着工で、工事中及び完了後の申請も補助対象となりますが、改修工事前、工事中及び完了後の現場写真がない場合は補助対象となりません。

※申請後の施工業者の変更はできません

## 8. 申請方法

●下記9の①「狭山市店舗・住宅改修工事費補助金交付申請書」に②を添付の上、5月8日(金)までに提出(郵送可)してください。

※店舗・空き店舗の場合は③、店舗兼住宅の場合は⑥も提出してください。

●交付対象者(当選者)には追加資料の提出の案内、交付待機者(落選者)となった方にはその旨を通知いたします。

●交付対象者(当選者)は、追加資料の提出を、5月12日(火)から5月22日(金)の期間で行ってください。申請時に提出したもの以外の下記9の書類(④～⑥)の提出が必要となります。

●交付待機者(落選者)の方が繰り上げで交付対象者(当選者)となる場合は改めて通知いたします。追加資料の提出に必要となる④改修工事前の現場写真及び実績報告書の提出時に必要となる⑩改修工事中の現場写真は事前に準備しておいてください。

※募集期間を延長した場合は、随時申請を受付します。

□提出先 狭山市役所 商工観光課(2階) 狭山市入間川1-23-5

TEL: 04-2937-7538(直通)

※平日9時から16時30分までの受付

## 9. 申請書類

□①狭山市店舗・住宅改修工事費補助金交付申請書(住宅用:様式1-1)(店舗・空き店舗用:様式1-2)

□②工事の内訳がわかる改修工事見積書

□③店舗・空き店舗の場合は、事業調書(様式2)及び事業用賃貸借契約書(賃借者に限る)

□④改修箇所がわかる改修工事前の現場写真(日付を表示又は印字すること)

□⑤法人の場合は登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項証明書)、個人事業主の場合は確定申告書の写し等営業内容のわかるもの

□⑥令和8年度課税資産(土地・家屋)明細書(納税通知書)又は家屋物件所在証明書

※課税資産(土地・家屋)明細書は、固定資産税の納税通知書に記載、若しくは添付されています。(紛失の場合は再発行できます。)賃借物件の場合は、家屋物件所在証明書を資産税課(市役所1階)で取得してください。(有料)

※申請者とならない住宅・店舗の所有者又は、申請者とならない店舗の営業者がいる場合は、承諾書が必要となります。また、追加資料の提出の際に、同居の親族を除く申請者以外の方が代理で手続きを行う場合は、申請者名義の委任状が必要です。

## 10. 工事完了の報告

補助金の交付決定を受けられた方は、改修工事が完了した日から1ヶ月以内、又は2027年2月28日（日）のどちらか早い日に、以下の書類を提出してください。（郵送不可）

- ⑦狭山市店舗・住宅改修工事費補助金実績報告書（様式3）
  - ⑧改修工事領収書
  - ⑨契約書（請書）
- ※原本、印紙貼付及び割印（原本は確認後、返却いたします）

※注文書のみ提出では受付できません。

※2027年2月28日（日）までに工事費用の全額を支払うこと。

- ⑩追加資料の提出時の④改修工事前の現場写真と同位置で撮影した改修工事中・完了後の現場写真（日付を表示又は印字すること）

- 申請時の工事期間から、工事期間が2ヶ月以上遅れる場合は、「補助金申請変更届」を提出してください。
- 申請を取り下げる場合は、「補助金申請取下書」を提出してください。（郵送可）